



島根県報

令和8年6月23日（火）

号外第73号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第402号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大東東出雲線	松江市八雲町熊野516番2地先から同地先まで	メートル 15.74	令和8年 6月23日	松江県土整備事務所	
〃	知夫島線	隠岐郡知夫村字アマガ浦453番1地先から同461番2地先まで	50.21	令和8年 6月23日	隠岐支庁県土整備局	